

## 蕪税告示第4号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び蕪崎市税条例（昭和30年3月蕪崎市条例第3号）第18条の2第1項の規定に基づき、蕪崎市税条例第18条の2第1項の規定による市税の申告等の期限の延長（平成23年4月蕪税告示第3号）において、別途蕪崎市告示で定めることとされている期日のうち、青森県及び茨城県に居住又は所在をする納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が平成23年3月11日から平成23年7月28日までの間に到来するものについて、平成23年7月29日とする。

平成23年6月20日

蕪崎市長 横内 公明